

○奈良県警察車両管理規程の運用について（平成8年3月22日例規第13号）

〔沿革〕 平成26年2月例規第4号、5月第17号、29年10月第23号、令和3年5月第21号改正

奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号。以下「規程」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようにされた。

なお、奈良県警察車両管理規程の全部改正について（平成3年11月例規第48号）は、廃止する。

記

1 規則等との関係（第2条関係）

(1) 車両の取得、管理、処分等の会計手続については、国有車両については奈良県警察国有物品管理規則（昭和39年10月奈良県公安委員会規則第6号）、県有車両については奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）の規定に基づき必要な手続をとることとなる。

(2) 「その他別に定めのあるもの」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定められた事項をいう。

2 用語の定義（第3条関係）

「自動車及び原動機付自転車」とは、車両法に定める登録若しくは同法第58条に定める検査を受けて運行の用に供している自動車又は市町村条例に定める申告を行って運行の用に供している原動機付自転車をいう。

なお、車両に搭載したサイレン、警光灯、拡声器及びクーラー等の備品（通信機材を除く。）も管理上車両に包含されるものとする。

3 総括管理者の責務（第4条関係）

「警察運営上特に必要があるとき」とは、例えば、大規模な事件事故等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、警衛警護、警備実施又は他府県警察に支援を行うときなどが挙げられる。

4 車両管理者の責務（第5条関係）

車両の配置、配置換え又は廃車に伴う登録及び申告の手続は、次により行うものとする。

(1) 自動車の登録関係

使用管理者は、車両管理者から自動車の配置及び配置換えの通知を受けたときは、その都度車両管理者が別途送付する自動車保管場所証明申請関係書類に必要事項を

記入し、保管場所を管轄する警察署長の証明を受けた上、車両管理者に速やかに返送するものとし、車両管理者は、これに基づき運輸支局への登録手続を行うものとする。

(2) 原動機付自転車の申告関係

使用管理者は、車両管理者から原動機付自転車の配置及び配置換え又は廃車の通知を受けたときは、当該所属の所在地を管轄する市町村役場において当該原動機付自転車に係る申告手続を行うものとし、自動車損害賠償責任保険の加入又は解約については、車両管理者の指示を受けて処理するものとする。

5 使用管理者の責務（第6条関係）

使用管理者は、日常における車両の管理及び使用に関する業務を行う責務を有することから、日常点検整備を励行させるとともに定期点検整備等を確実に受検させ、常に車両を良好な状態に維持し、車両の効率的な運用に配慮すること。

6 車両取扱補助者（第8条関係）

車両取扱補助者は、車両取扱責任者の指揮を受け、車両の管理及び使用についての事務に従事することになるので、本部にあっては庶務係長又は庶務係主任を、警察署にあっては警務係長又は警務係主任を指名するものとする。ただし、所属の事情によりやむを得ない場合は他の係の者を指名することができる。

7 運転係員等（第9条関係）

- (1) 運転係員等の指名に当たっては、奈良県警察職員交通事故防止規程（昭和43年9月奈良県警察本部訓令第20号。以下「交通事故防止規程」という。）に定めるA級の運転技能認定を有する者を指名しなければならない。ただし、やむを得ない場合はB級の運転技能認定を有する者を指名することができる。
- (2) 交替制勤務員が使用することとなる車両の運転係員等の指名に当たっては、原則として、各当番日について車両ごとに2名の運転係員等を指名するよう配慮すること。
- (3) 車両管理者に対する運転係員等の報告は要しないが、車両ごとの日常点検整備の責任を明確にするため、運転係員等指名簿（規程様式第1号）により確実に指名すること。

8 かぎの保管（第11条関係）

第2項の「車両取扱責任者が保管することが適当でない車両のかぎ」とは、例えば、交番、駐在所等に配置された車両のかぎをいい、これらについては所属の実情に応じて適任者に、常態的にかぎの保管を行わせることができる。

9 格納（第12条関係）

- (1) 車両の格納場所は、使用管理者が指定することになるが、奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号）第4条第1項に規定する庁舎のうち、警察本部庁舎については車両管理者が、警察本部第二庁舎については、統括官が指定するものとする。
- (2) 使用管理者は、他の所属長が管理する警察施設に車両を格納する必要がある場合は、当該所属長と協議するものとする。

10 車両の使用（第14条関係）

「車両取扱責任者がその都度指名する者」には、運転させようとする車両の運転技能について、交通事故防止規程に定める各級の運転技能認定を有する者を充てなければならない。

11 運転日誌等（第16条関係）

- (1) 車両取扱責任者は車両管理上、必要があると認めるときは、随時、運転日誌（規程様式第4号）及び運行日誌（規程様式第5号）を提出させることができるものとする。
- (2) 運転日誌の記録を電磁的方法により行う場合は、車両の種別に応じて当該様式の燃料消費量の欄の一部を削り、又は所属の実情に応じて備考の欄を追加し、若しくは同欄を任意の項目にすることができるものとする。

12 整備管理者（第18条関係）

運輸局長に対する整備管理者選任（変更）届は、車両管理者において行うものとする。

13 車両の整備（第21条関係）

第2項の「整備工場において実施が困難な場合」とは、他府県へ出張中に整備（修理）が必要になった場合等で、車両整備工場（以下「整備工場」という。）から遠距離である場合をいう。

14 日常点検整備（第22条関係）

- (1) 日常点検整備は、特に高度の知識を必要としないので、運転係員等をこれに当たらせるものとしたが、車両取扱責任者は、整備補助者の立会いの下に毎日時間を定めて一斉に実施させるなど日常点検整備を確実に実施させるための配慮をすること。
- (2) 日常点検整備は、別記日常点検整備実施要領を参考に実施すること。

15 定期点検整備（第23条関係）

定期点検整備は、エンジンオイル交換時に行うなど整備管理者と連絡調整を図り、効率的な実施に努めること。

16 検査受整備（第24条関係）

使用管理者は、整備管理者から検査受整備予定日の連絡を受けたときは、業務遂行上やむを得ない場合を除き、当該予定日に整備工場に納車するようにしなければならない。

17 臨時整備（第25条関係）

エンジンオイルの交換は、おおむね6,000kmごとに行うこととする。

18 タイヤ交換等（第27条関係）

警察本部所属配置車両のタイヤ交換手続は、原則として整備工場において行うものとする。

19 車両用消耗品の配分（第28条関係）

「車両用消耗品」とは、例えば車両用ワックス、洗車ブラシ、タイヤチェーン、停止表示器材等をいう。

20 消費燃料の記録（第30条関係）

燃料消費簿（原動機付自転車用）（規程様式第13号）については、運転日誌とともに、月ごとに車両取扱責任者へ提出するものとする。

21 燃料の給油（第31条関係）

- (1) 燃料の補給事務は、車両取扱責任者が当たるものとしたが、実務上は、警察本部所属においては庶務係長又は庶務係主任、警察署においては警務係長又は警務係主任に取り扱わせ、車両取扱責任者がその責めに任ずるものとする。
- (2) 警察本部所属配置車両については、奈良県知事が契約している給油店（奈良県石油協同組合加盟店）において給油するものとする。
- (3) 警察署配置車両については、警察署の使用管理者が契約している給油店において給油するものとする。

22 走行実績及び燃料消費実績報告（第32条関係）

- (1) 走行実績及び燃料消費実績報告書（規程様式第15号）については、給油カード（他府県での給油を必要とした場合等に警務部施設装備課長から交付を受けて使用するものをいう。（2）において同じ。）又は資金前渡により給油した場合の走行距離及び燃料消費量を含め報告するものとする。
- (2) 給油カード又は資金前渡により給油した場合は、走行実績及び燃料消費実績報告書に括弧書きでそれぞれの内数を明らかにしておくこと。

（別記省略）